

健康保険被保険者資格証明書について

厚生労働省からの通達により、今後は「健康保険被保険者資格証明書」は廃止されることになりましたので、廃止後の取り扱いについて下記のとおりお知らせいたします。

記

これまで、緊急やむを得ない事由によって医療機関において療養を受けることの確認ができない方に対して、事業主様による「健康保険被保険者資格証明書」（以下「資格証明書」）を発行していただいていたが、今後、基本は健康保険組合において有効期限を短期間に定めた「資格確認書」を交付することが定められました。

但し、当組合が交付する「資格確認書」より以前に医療機関において療養を受ける必要があるとき、又は、速やかに受給資格を医療機関に明らかにする必要がある場合にのみ、特例的に事業主様による「資格証明書」を発行していただくことが可能となりますが、次の発行要件にご留意いただき手続きを行っていただきますようお願いいたします。

発行要件

1. 事業主様は、新規加入者について、当組合が実施する医療保険者向け中間サーバー等へのデータ登録又は資格確認書の交付、もしくは再交付が行われるまでの間、新規加入者が「資格確認書」を現に所持せず、かつ、医療機関において療養を受ける必要があるときに限り、被保険者に対し「資格証明書」を発行することが可能となります。

但し、当組合が新規加入される方の資格取得の確認を行っていない場合は、お認めできません。

その為、当組合から資格確認を行った旨の連絡を受けた方に限り、「資格証明書」を発行していただくこととなります。

2. 「資格証明書」の有効期限は 5日以内を原則としますが、交通の便その他やむを得ない事情により当該新規加入者が、5日以内に医療機関を受診することが不可能な場合においては、15日が限度となります。
3. 「資格証明書」の有効期限が経過したときは、速やかに事業主様より当組合へ返付していただきます。
4. 「資格証明書」は指定された様式*のみ使用可能となりますのでよろしく願いいたします。

*別添にて「健康保険被保険者資格証明書」を添付しております。